

産業廃棄物収集運搬業許可証

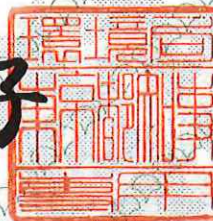
住所 東京都江戸川区新堀一丁目15番7号

氏名 逆瀬川株式会社
代表取締役 谷口 良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 5年 4月14日

許可の有効年月日 令和10年 4月13日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、が
れき類

（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（以上14種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ゴム
くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず （水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり）

（以上10種類）

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおり）

施設所在地：東京都墨田区東墨田二丁目9番8号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から18時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 15年 4月 14日 新規許可

令和 5年 4月 14日 更新許可 第4回

令和 5年 9月 13日 変更届 積替え保管する廃プラスチック類、金属くずへの限定付与

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

（裏面あり）



(裏面)

許可番号

第 13-10-102956 号

2. 積替え保管施設

施設所在地：東京都墨田区東墨田三丁目 9 番 8 号（第二工場）

積替え保管面積：246㎡

最大保管高さ：2.2m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃油	一斗缶 10 個	0.20 m ³
廃プラスチック類（廃発泡スチロール、廃ペットボトルを除く。）	コンテナ 1 個	8.04 m ³
紙くず	フレコンバッグ 4 個	4.16 m ³
木くず	コンテナ 1 個	8.04 m ³
繊維くず	フレコンバッグ 4 個	4.16 m ³
ゴムくず	フレコンバッグ 1 個	1.04 m ³
金属くず（空き缶、一斗缶を除く。）	コンテナ 1 個	8.04 m ³
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	フレコンバッグ 4 個	4.16 m ³
動植物性残さ（固形物に限る。）	カゴ台車 4 台	4.80 m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池に限る。）	ボール缶 5 個	0.10 m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）に限る。）	ボール缶 5 個	0.10 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（小型家電に限る。）	カーゴ台車 2 台	2.22 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。）	直置き	3.00 m ³
	合計保管量	45.06 m ³

(以下余白)